

平成29年度 複合経営・六次産業化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、主食用米の価格安定と農業者の所得向上のため、複合経営（主食用米（その他の穀物を含む。）と野菜等を販売する経営をいう。以下同じ。）に取り組む農業者及び六次産業化（農業者自身の生産する農産物を加工し、販売することをいう。以下同じ。）に取り組む農業者等を支援するため、複合経営・六次産業化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年3月28日五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、五所川原市に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「農業者」という。）とする。ただし、農業者が市税を滞納している場合は、補助対象とすることができない。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる取組は、次表の各号のいずれかの取組（以下「事業」という。）とし、優先採択順位を設ける。

	号	取 組	順位
複 合 経 営	1	稲作単一経営（主食用米のみ販売している農業経営及び主食用米とその他の穀物を販売している農業経営をいう。）を行っている農業者が、新たに複合経営に取り組む	1
	2	既に複合経営に取り組んでいる農業者が、新たな野菜等を作付けする	2
	3	既に複合経営に取り組んでいる農業者が、野菜等の作付面積を拡大する	3
	4	平成28年度に複合経営について、当該補助金の交付を受けた農業者が、当該補助対象事業を継続して取組む	4
六 次 産 業 化	5	農業者が、新たに六次産業化に取り組む	1
	6	既に六次産業化に取り組んでいる農業者が、新たな作物による商品開発に取り組む	2
	7	平成28年度に六次産業化について、当該補助金の交付を受けた農業者が、当該補助対象事業を継続して取組む	3

2 複合経営に係る事業の指定野菜等は次表の各号のとおりとし、第1号に掲げる野菜等の作付けを優先採択とする。

号	野 菜 等 の 作 物 名
1	トマト、ミニトマト、つくねいも、花き、きゅうり、小玉すいか、にんにく、ズッキーニ
2	第1号以外の五所川原市水田フル活用ビジョンにおける地域振興作物（景観形成作物、地力増進作物、穀物を除く。）

- 3 複合経営に係る事業の野菜等の作付面積は、新規導入分を含め、露地野菜等については10a以上、施設野菜等については80坪以上とし、原則として補助対象期間内に野菜等を販売すること。
- 4 補助対象期間は、事業開始日から、その日の属する市の会計年度の2月末日までとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 複合経営に係る事業の補助対象経費は、野菜等の種苗費、生産に必要な資材及び機械購入費並びに土壌診断費とし、その総額の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額とする。
  - (2) 六次産業化に係る事業の補助対象経費は、新商品開発のための研修等受講料、専門家指導料及び研修旅費等の研修経費並びに新商品製造のための資材及び機械購入費とし、20万円を上限とする。
  - (3) 前2号に掲げる機械は、野菜等の生産又は新商品製造のための専用機械とし、汎用性が高いと認められる機械は、補助金の交付対象とすることはできない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該年度の市の補助金予算の範囲内で補助金の額を減額することができるものとする。
  - 3 第1項各号に掲げる補助対象経費について、国、地方公共団体、その他団体から助成を受ける場合は、補助金の交付対象とすることができない。

(申請書等)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、複合経営・六次産業化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号又は様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

- 第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助事業の実績報告)

第7条 補助金交付決定通知を受けた者は、すみやかに事業を遂行し、事業完了後、事業の属する市の会計年度の2月末日までに事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は前条による事業実績報告書の内容を確認し、適正と認めたときは補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付額確定通知書により通知を受けた者は、すみやかに複合経営・六次産業化支援事業費補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。